

## 決定 15/CP.7

### 京都議定書 6 条・12 条・17 条に則したメカニズムの原則・性質・範囲

締約国は

決定 1/CP.3、特に項 5 (b), (c), (e)について想起し、

適切な場合には、さらにブエノスアイレス行動計画の実施に関するボン合意に含まれる決定 7/CP.4, 8/CP.4, 9/CP.4, 14/CP.5, 5/CP.6 を想起し、

条約の前文を再確認し、

メカニズムの使用において、締約国が条約の 2 条、3 条に盛り込まれている目的と原則、および 4 条の 7 項を手引きとすべきことを認識し、

京都議定書は、いかなる排出上の権利、利権、資格も、附属書 I 締約国に対し発生せしめてはおらず、またこれらを与えてはいないということをさらに認識し、

附属書 I 締約国が、国家の状況に応じて、また条約の究極的目標の達成に向けて努力しながら、先進締約国・開発途上締約国間の一人当たり格差を低減するような方法で排出量を削減することを目的として、国内行動を実施することを強調し、

メカニズムの使用は国内行動に対して補完的たるべきであり、しかるに国内行動が 3 条 1 項の数量的排出制限および削減約束達成のために行われる各附属書 I 締約国の努力の大半を占めるべきであるということを確認し、

環境的十全性が、メカニズムの健全な方法・規則・ガイドライン、土地利用・土地利用変化および林業活動を管理する健全かつ強力な原則および規則、強力な遵守体制によって達成されるべきことをさらに強調し、

決定 11/CP.7 (土地利用、土地利用変化および林業)、16/CP.7 (6 条)、17/CP.7 (12 条)、18/CP.7 (17 条)、19/CP.7 (7 条 4 項) 20/CP.7 (5 条 1 項)、21/CP.7 (5 条 2 項)、22/CP.7 (7 条)、23/CP.7 (8 条)、24/CP.7 (遵守) を意識し、

京都議定書締約国会議となる締約国会議 (訳注 ; 以下「COP/MOP」) 第 1 回会合において以

下の決定草案<sup>1</sup>を採択するよう提言する。

第8回全体会合  
2001年11月10日

---

<sup>1</sup> 訳注；文中の波線は、「The Marrakesh Accords Advanced unedited version」（以下「未編集版」）と比較して、FCCC/CP/2001/13/Add.2（以下「本文書」）で追加、あるいは削除された主な部分。

## 決定草案-/CMP.1(メカニズム)

### 京都議定書 6 条・12 条・17 条に沿った、メカニズムの原則・性質・範囲

京都議定書締約国会議としての締約国会議は、

決定 1/CP.3、特に 5 項 (b), (c), (e)について想起し、

適切な場合には、さらにブエノスアイレス行動計画の実施に関するボン合意に含まれる決定 7/CP.4, 8/CP.4, 9/CP.4, 14/CP.5, 5/CP.6, 11/CP.7 (土地利用、土地利用変化および林業)、16/CP.7 (6 条)、17/CP.7 (12 条)、18/CP.7 (17 条)、19/CP.7 (7 条 4 項) 20/CP.7 (5 条 1 項)、21/CP.7 (5 条 2 項)、22/CP.7 (7 条)、23/CP.7 (8 条)、24/CP.7 (遵守) を想起し、

条約の前文を再確認し、

メカニズムの使用において、締約国が条約の 2 条、3 条に盛り込まれている目的と原則、および 4 条の 7 項を手引きとすべきことを認識し、

京都議定書は、いかなる排出上の権利、利権、資格も、附属書 I 締約国に対し発生せしめてはならず、またこれらを与えてはいないということをさらに認識し、

附属書 I 締約国が、国家の状況に応じて、また条約の究極的目標の達成に向けて努力しながら、先進締約国・開発途上締約国間の一人当たり格差を低減するような方法で排出量を削減することを目的として、国内行動を実施すべきことを強調し、

環境的十全性が、メカニズムの健全な方法・規則・ガイドライン、土地利用・土地利用変化および林業活動を管理する健全かつ強力な原則および規則、強力な遵守体制によって達成されるべきことをさらに強調し、

決定-/CMP.1(6 条)、-/CMP.1(12 条)、-/CMP.1 (17 条)、-/CMP.1(土地利用、土地利用変化と林業)、-/CMP.1(割当量計算方法)、-/CMP.1(5 条 1 項)、-/CMP.1(5 条 2 項)、-/CMP.1(7 条)、-/CMP.1(8 条)、24/CP.7(遵守)、に留意して、

1. メカニズムの使用は国内行動に対して補完的たるべきであり、しかるに国内行動が 3 条 1 項の数量的排出制限および削減約束達成のために行われる各附属書 I 締約国

- の努力の大半を占めるべきであるということを決定する。
2. 附属書 I 締約国に対し、京都議定書 8 条に基づくレビューに供すべく、同議定書 7 条に従い、上記 1 項に関係する関連の情報を提供することを求める。
  3. そのような情報の提出には決定草案-/CMP.1 (7 条) に盛り込まれた実証可能な進展に関する報告が考慮されるべきことを決定する。
  4. 遵守委員会の促進部門に対し、上記 2・3 項について実施の疑義に対処することを求める。
  5. 附属書 I 締約国によるメカニズム参加資格は京都議定書の 5 条 1 および 2 項と 7 条 1 および 4 項における方法論上および報告上の要件を遵守しているかどうかで決まるということを決定する。本規定の監督は決定 24/CP.7 (遵守) にあるように遵守に関する手順および制度に則って、遵守委員会の執行部門によってなされ、そのような手順および制度の承認は、法的拘束力を持つ締結に関わる修正に加えて決定の形で COP/MOP によりなされるものとし、遵守に関する手順および制度の法的形態を決定するのは COP/MOP の特権であると認識する。
  6. 6・12・17 条における附属書 I 締約国の認証排出削減量、排出削減単位、割当量単位、3 条 3 項および 4 項に基づく活動による除去単位を 3 条 1 項の約束達成のために使用してもよく、3 条 10・11・12 項に規定されている通り、また決定-/CMP.1 (割当量計算方法) に含まれる規定に則り、追加することができる。また、排出削減単位、割当量単位および除去単位は、京都議定書附属書 B に記述されている数量排出制限および削減約束を変更することなく、決定-/CMP.1 (割当量計算方法) に含まれるに則り、3 条 10・11 項に規定されている通り差し引くことが可能であるということを決定する。